

福岡県公報

平成20年2月6日
第2782号

目次

告示(第182号 - 第199号)

保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)	1
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)	2
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (治山課)	3
飼料の試験結果の概要 (畜産課)	3
統計調査の実施 (調査統計課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課)	5
都市計画事業の認可 (下水道課)	6
公共測量の終了 (土木管理課)	6
非農用地区区域内に換地する土地の指定 (農地計画課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課)	6
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	

保安林の所在場所等 (治山課)	7
保安林の所在場所等 (治山課)	8
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)	8
土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課)	9
公 告	
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (税務課)	10
人事委員会	
福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(女性)・警察官C)採用試験の施行 (人事委員会事務局任用課)	10
正 誤	
福岡県財務規則の一部を改正する規則(平成19年福岡県規則第30号)中正誤	14

告 示

福岡県告示第182号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年3月10日農林水産省告示第336号(3に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第183号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年6月9日農林水産省告示第764号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第184号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年4月9日農林水産省告示第427号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第185号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年5月13日農林水産省告示第605号(1及び3に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに久留米市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第186号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1055号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに係る市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第187号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年7月27日農林水産省告示第1056号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びにみやま市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第188号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成19年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	水分 %	
門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区小森 江1-3-1	同 左	協同飼料 ゴールデン大雞14S (大すう育成用配合 飼料)	平成 19年 11月	(14.0) 14.2	(2.0) 3.6	(0.45) 1.45	(0.40) 0.58	(6.0) 3.5	(9.0) 6.5		(2,750) 2,753		
		協同飼料 ママ7アクトR (ほ乳期子豚育成用 配合飼料)	平成 19年 11月	(21.5) 22.1	(4.0) 6.9	(0.70) 0.72	(0.60) 0.70	(2.0) 0.1	(8.5) 5.9	(87.0) 87.1			

		まるとは印配合飼料 B - U P (肉用牛肥育用配合飼料)	平成 19年 11月	(11.5) 12.3	(2.0) 2.9	(0.90) 1.51	(0.45) 0.83	(8.0) 2.6	(10.0) 7.6	(70.0) 71.4			
伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野 浦海岸15 - 86	同 左	イトーチュー レイヤー17M (成鶏飼育用配合飼料)	平成 19年 11月	(17.0) 17.9	(3.0) 3.4	(2.80) 4.10	(0.45) 0.52	(5.0) 1.9	(15.0) 12.4		(2,800) 2,801		
		イトーチュー レチェ・イ・ママ (M) (種豚飼育用配合飼料)	平成 19年 11月	(15.0) 15.0	(5.0) 5.5	(0.70) 0.83	(0.50) 0.59	(6.0) 2.5	(8.0) 5.1	(78.0) 78.2			
石橋工業株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5 - 9 - 3	同 左	飼料用外国産大麦 皮つき圧べん	平成 19年 11月	9.8	表 2.0	示 0.03	な 0.31	し 3.1	1.9			13.2	
		太陽印配合飼料 混合圧べん (肉用牛肥育用配合飼料)	平成 19年 11月	(13.0) 13.2	(1.8) 3.1	(1.00) 0.83	(0.30) 0.61	(10.0) 5.3	(10.0) 4.9	(66.0) 67.2			カルシウム 0.17%不足
		加熱圧べんとうもろ こし	平成 19年 11月	7.7	表 3.7	示 0.01	な 0.26	し 1.5	1.4			14.5	
ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5 - 2 - 14	同 左	くみあい配合飼料 パワーレイヤー17Y (成鶏飼育用配合飼料)	平成 19年 11月	(17.0) 17.4	(3.0) 3.8	(2.80) 3.89	(0.35) 0.45	(5.0) 2.9	(13.0) 11.3		(2,800) 2,802		
		くみあい配合飼料 博多和牛3号 (肉用牛肥育用配合飼料)	平成 19年 11月	(10.5) 11.9	(2.0) 2.9	(0.05) 0.22	(0.25) 0.37	(10.0) 3.4	(10.0) 3.1	(74.5) 75.0			
		くみあい配合飼料 健康ハイブリードF (種豚飼育用配合飼料)	平成 19年 11月	(14.5) 15.0	(2.0) 3.6	(0.80) 0.92	(0.60) 0.67	(10.0) 3.4	(10.0) 5.1	(73.0) 74.3			

福岡県告示第189号

福岡県統計調査条例（平成2年福岡県条例第6号）第2条に規定する統計調査を次のとおり実施する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 調査の目的

この調査は、福岡県内における法人企業の活動の実態を調査し、県民経済計算の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の名称

調査の名称は、福岡県法人企業統計調査（福岡県民経済計算のための調査）とする。

3 調査の対象

この調査は、県内に事業所を有する法人企業のうち、電気業、ガス業、熱供給業、放送業、鉄道業、金融業、と畜業を主として営むものを対象として行う。ただし、他の統計資料等により4の調査事項についての情報取得が可能であることが明らかな企業に対しては、この調査は行わない。

4 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称、所在地等
- (2) 従業者数
- (3) 売上高又は営業収入
- (4) 費用
- (5) 発電電力量（電気業）
- (6) 受取手数料（証券業）
- (7) 金融収支（ " ）
- (8) 預金残高（ " ）
- (9) 貸出残高（ " ）
- (10) 受取利子（その他金融業）
- (11) 支払利子（ " ）

(12) 受取配当（ " ）

(13) 料金収入（鉄道業）

(14) 輸送実績（ " ）

5 調査の対象となる期間又は期日

平成18年4月1日から平成19年3月31日の1年間を調査対象期間とする。ただし、決算期が異なる場合は、平成19年3月31日に最も近い決算期における事業年度の1年間とする。

なお、調査事項のうち(1)及び(2)については、平成19年3月31日現在とする。

6 調査の実施時期

平成20年2月7日から平成20年2月29日までの間において調査を実施する。

7 調査の方法

調査は、対象となる事業所に調査票を配布して、法人の代表者又は代理人が自計申告する方法により行う。

福岡県告示第190号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年1月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ふれあいネット春日
- (2) 代表者の氏名
小田部 久
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県春日市宝町2丁目32番地1

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、春日市及びその周辺地域の住民に対して、高齢者、障害者等の介添え、お手伝いに関する事業等を行い、住み良い社会環境作りに貢献し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、春日市及びその周辺地域の住民に対して、高齢者、障害者等の介添え、お手伝いに関する事業や市民の健康増進に関する事業等を行い、住み良い社会環境作りに貢献し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道

3 事業施行期間

昭和5年4月1日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成18年福岡県告示第2559号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。

福岡市東区西戸崎二丁目の一部。

同市東区箱崎七丁目の一部。

同市東区箱崎ふ頭一丁目の一部。

同市博多区大字立花寺の一部。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第192号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡香春町大字高野	平成19年10月5日

福岡県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業八女東部第2地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	番地	地目	地積（平方メートル）
八女市	津江	八升町	377 - 1	田	1,122の内1,000

福岡県告示第194号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年1月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ウエルタ新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
(株)チヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 (株)雑貨屋ブルドッグ 代表取締役社長 久留米 唯人 静岡県浜松市平口5228番地 (株)キタムラ 代表取締役社長 武川 泉 高知県高知市本町四丁目1番16号 (株)オーピーエス 代表取締役 鹿山 和夫 福岡市博多区千代一丁目2番19号 (有)トレンドファクトリー 代表取締役 安井 達也 広島県東広島市八本松町飯田1620番地5 エム・ティー・シー(株) 代表取締役 内山 秀二 北九州市小倉北区堺町二丁目1番1号	(株)チヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東四丁目39番8号 (株)雑貨屋ブルドッグ 代表取締役社長 久留米 唯人 静岡県浜松市平口5228番地 (株)キタムラ 代表取締役社長 武川 泉 高知県高知市本町四丁目1番16号 (株)オーピーエス 代表取締役 鹿山 和夫 福岡市博多区千代一丁目2番19号 (有)トレンドファクトリー 代表取締役 安井 達也 広島県東広島市八本松町飯田1620番地5 エム・ティー・シー(株) 代表取締役 内山 秀二 北九州市小倉北区堺町二丁目1番1号 (株)ソール王国 代表取締役 谷川 原信

大阪市北区中之島三丁目2番18番
 (株)ドン・キホーテ
 代表取締役 成沢 潤治
 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

福岡県告示第195号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年1月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ウエルタ新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷捌き施設の位置

変 更 前	変 更 後
福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外 (5箇所)	福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外 (5箇所)

福岡県告示第196号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
大野城市大字牛頸2181の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
太宰府市大字太宰府字松川139の35・139の56・140・142・153（以下5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第198号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成20年1月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
NPO 法人 Nurse call 福岡 net
- (2) 代表者の氏名
末吉 信子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市西区生の松原4丁目7番8号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、看護師・保育士が中心となり、社会生活における心身の健康管理に関する以下の活動を行うことで、地域社会に貢献することを目的とする。
- ・看護師・保育士がその豊富な知識や経験を活かし、家庭での健康管理、在宅ホス

ピス、介護に関する相談、子育ての相談など地域で生活する人々のライフラインとして、健康生活の維持増進に貢献する。

・市民へ継続的に必要な情報の提供や研修など行い、双方向的なコミュニケーションネットワークを作ることで、地域のコミュニティづくりに寄与する。

・相談者が、次にはコミュニケーションアドバイザー（相談員）としても機能がで
きるような養成システムや生活支援のための情報発信を通して仲間作りを推進する

。

・市民とのシンポジウム開催などにより、医療・介護に関するニーズや性別・役割に関する問題点、課題などを明確にすると共に、男女共同参画社会の実現に寄与する。

・心身の健康づくりに必要な情報の提供及び生活サポート活動を通して、心身のリフレッシュを推進する。

・法人と類似の目的を有する団体へ、ホームページ作成やリンクによる支援活動を通して、多角的な情報の提供に寄与する。

福岡県告示第199号

直方市植木土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
下 元 盛 光	直方市大字植木1682番地
南木野 光 文	" 2330番地
吉 田 幸 雄	" 186番地
岡 松 繁	" 1566番地
朝 原 徳 満	" 2527番地 2
幸 田 豊	" 2534番地

上 野 武 久	"	2483番地 2
友 原 宗 彦	"	1044番地 4
茂 永 利 文	"	1662番地 2
有 田 勝	"	2191番地
頼 永 義 勝	"	2235番地
吉 田 輝 親	"	1037番地
草 野 幸 一 郎	"	748番地 4

2 退任監事

氏 名	住 所
茂 永 健 次	直方市大字植木2112番地
戸 畑 岩 男	" 1292番地 1
入 江 純 生	" 2687番地

3 就任理事

氏 名	住 所
下 元 盛 光	直方市大字植木1682番地
武 田 昭 芳	" 1662番地 4
田 中 勝	" 184番地
朝 原 徳 満	" 2527番地 2
友 原 宗 彦	" 1044番地 4
上 野 輝 雄	" 2507番地
大 野 文 夫	" 2055番地
大 庭 利 美	" 2426番地 1
茂 永 瀧 雄	" 2090番地
柴 田 好 之	" 2303番地
吉 田 清 利	" 1583番地 2
吉 田 輝 親	" 1037番地
草 野 幸 一 郎	" 748番地 4

4 就任監事

氏名	住所
入江 純生	直方市大字植木2687番地
古賀 隆弘	" 2231番地
大庭 哲郎	" 1295番地

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで「小規模作業所等の事業の用に供する自動車に係る自動車税の減免について」（平成19年2月7日18税第5843号総務部長通達）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成20年2月6日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、対象となる小規模作業所等の事業の一部について、障害者自立支援法に規定する事業となったため、当該通達の一部改正を行ったものです。これは、行政事務手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 通達の改正日

平成20年1月15日

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成20年2月6日

福岡県人事委員会委員長 谷 水 央

平成20年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格等	試験日	試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他	
						発表日	発表の方法						
	警察官A (男性)	昭和53年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を平成21年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬	福岡県警察本部に掲示する。 合格者には書面で通知する。	福岡県警察本部警務課 福岡県内の各警察署 東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	「体力検査(注)」については、教養試験において一定の基準を満たした者のみ実施する。 他の都府県を第2志望とする特例（第139回警察官	これらの試験の問い合わせは、福岡県警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
			5月下旬	体力検査(注)	福岡市								
第2次			6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬						

第 139 回	警察官 A (女性)	昭和53年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を平成21年3月までに卒業見込みの者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	6月中旬
			第1次	5月下旬	体力検査 ^(注)	福岡市	第1次	
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
			第1次	5月11日	教養試験 論文試験 実技試験 体力検査	福岡市	第1次	6月中旬
第 140 回	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 昭和53年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を平成21年3月までに卒業見込みの者 受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月11日	教養試験 論文試験 実技試験 体力検査	福岡市	第1次	6月中旬
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬
			第1次	5月11日	教養試験 専門試験	福岡市	第1次	6月中旬
			第1次	5月下旬	論文試験 体力検査	福岡市	第1次	
	警察官 C	次のいずれにも該当する者 昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者又は昭和62年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者若しくは大学を平成21年3月までに卒業見込みの者 受験申込日現在、一定の専門的な資格等又は経験を有する者	第2次	6月下旬	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月上旬

平成20年4月1日から平成20年4月22日まで
なお、郵送による申込みは、平成20年4月22日までの消印のあるものに限る。

A (男性) 及び第142回警察官 B (男性) に限る。)

第2志望として下記都府県を選択すること認める。
千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県

県外試験の特例 (警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) に限る。)

県外試験については、熊本県で行うものとし、第3志望までのうちで福岡県を選択することができる。なお、第1次試験については、当該県の警察官採用試験の実施時期及び方法による。

第 141 回	警察官 A (男性)	昭和53年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業生又は大学を平成21年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月21日	教養試験 論文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	体力検査 ^(注)	福岡市	第1次	
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
第 142 回	警察官 B (男性)	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性。 ただし、大学の卒業生又は大学を平成21年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月21日	教養試験 作文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	体力検査 ^(注)	福岡市	第1次	
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬
第 142 回	警察官 B (女性)	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた女性。 ただし、大学の卒業生又は大学を平成21年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次	9月21日	教養試験 作文試験	福岡市 北九州市 直方市 久留米市	第1次	10月下旬
			第1次	10月上旬	体力検査 ^(注)	福岡市	第1次	
			第2次	11月上旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	12月下旬

平成20年8月4日から平成20年8月25日まで
なお、郵送による申込みは、平成20年8月25日までの消印のあるものに限る。

平成20年8月4日から平成20年8月25日まで
なお、郵送による申込みは、平成20年8月25日までの消印のあるものに限る。

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）及び防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注4) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		世界選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選抜体重別選手権	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	講道館杯柔道大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	全日本柔道団体選手権大会	団体・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権	個人・8位以内			
		団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			
団体・4位以内					

(注5) 上表中「一定の専門的な資格等又は経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

試験区分		資格等	経 験
経 済		<ul style="list-style-type: none"> 簿記検定（日本商工会議所・各地商工会議所主催）2級以上 簿記能力検定（（社）全国経理学校協会主催）1級以上 簿記実務検定（（財）全国商業高等学校協会主催）1級のいずれかの資格を有する者 	経理業務に専任として従事した経験を3年以上有する者
語 学	(北京語)	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内業試験合格 HSK（中国語能力認定試験）7級以上 TECC（中国語コミュニケーション能力検定）Bクラス以上（700点以上）旧Cクラス以上 中国語検定準1級以上 旧2級以上 のいずれかの資格等を有する者	各言語を第1公用語とする国における留学若しくは勤務の経験を1年以上有する者又は各言語に係る通訳・翻訳業務若しくは語学指導業務の経験を3年以上有する者
	(韓国・朝鮮語)	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内業試験合格 ハングル能力検定2級以上 韓国語能力試験5級以上 のいずれかの資格等を有する者	
情報工学		<ul style="list-style-type: none"> 基本情報技術者（旧第 種情報処理技術者） システム監査技術者 システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム） ソフトウェア開発技術者 のいずれかの資格を有する者	情報システムの開発、保守又は運用業務の経験を3年以上有する者

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	回上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・4・11	2664 増刊	規則	30	6			6		様式第百三十一号その一及びその四並びに様式第百三十一号その二及びその四	様式第百三十一号その一及びその四中

